

諮問番号：令和元年度諮問第4号

答申番号：令和元年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇が平成31年1月30日に提起した処分庁練馬区長による平成31年1月24日付け差押調書に係る平成25年度住民税差押処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（平成31年2月1日付け30練総法第1791号。事件名「住民税差押処分取消請求事件」）については、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求書に記載された主張

本件処分は、つぎの理由により、時効が完成しているから違法である。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第18条において、「法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合には、時効により消滅する。」とある。

イ 処分庁は、法第329条による督促状を、平成25年度第1期分について、平成25年7月30日に発送した。

ウ 法第18条の2に、「督促状は、発した日から起算して十日を経過した日までの期間は時効が中断する。」とあるので、平成25年度第1期分は、平成25年8月10日から時効が進行し、平成30年8月10日に時効が完成している。

エ 法第11条の4において、法定納期限とは、「地方税で納期を分けているものの第2期以降の分については、その第1期分の納期をいう。」とある。

オ よって、平成30年8月10日に、平成25年度第1期から第4期までの全ての時効が完成している。

平成31年3月26日付け反論書（以下「反論書」という。）に記載された主張
処分庁は、弁明書において、平成30年8月15日送付の差押事前通知書（以下

「本件差押事前通知書」という。)は、民法(明治29年法律第89号)第153条の催告に該当し、催告から6か月以内に差押えを執行したため、本件処分時において、平成25年度第2期および第3期について時効は完成していないと主張しているが、つぎの理由により、第2期および第3期については、時効が完成している。

ア 処分庁は、各納期の納期限後1か月以内に督促状を発している。この督促は、法第18条の2第1項第2号「督促を発した日から起算して10日経過した日までは、時効が中断する。」により、民法第153条の規定にかかわらず、時効の中断の効力を有する。

イ 判例(大判大正8年6月30日)には、「督促の時効中断には絶対的な効力が認められ、地方公共団体の有する全ての債権について適用される。督促をして時効を中断した後、さらに民法の適用または準用により催告して時効を中断することができるかということについては、催告よりも強い時効中断の効力が法定されている以上、できないものと解する。」とある。

ウ よって、本件差押事前通知書には、時効中断の効力はなく、平成25年度第2期および第3期については、本件処分時において時効が完成しており、本件処分は違法である。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件処分はつぎの理由によって適法かつ正当に行われており、審査請求人の主張には理由がない旨主張している。

本件処分に至るまでの経緯

ア 平成25年6月10日、処分庁は、審査請求人に対し、「平成25年度 特別区民税・都民税(普通徴収分)納税通知書」を発送した(第1期納期限:平成25年7月1日、第2期納期限:平成25年9月2日、第3期納期限:平成25年10月31日、第4期納期限:平成26年1月31日)。

イ 平成25年7月30日、処分庁は、審査請求人に対し、平成25年度第1期の督促状を普通郵便にて発送した。

通常の手配による郵便は、通常送達すべきであった時に送達があったものと推定され(法第20条第4項)、日本郵便株式会社が公表している郵便物のお届け日数の目安によれば、審査請求人の住所の郵便番号においては発送日

の翌日に届くことが目安とされているため、処分庁は、遅くとも督促状の発送日の翌々日である同年8月1日には送達があったものと推定した。

また、処分庁は、法第20条第5項の規定により、「その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を確認するに足りる記録」として「経過記録」を作成した（以下ウからオまで同様に発送の都度記録した。）。

ウ 平成25年9月30日、処分庁は、審査請求人に対し、平成25年度第2期の督促状を普通郵便にて発送し、上記イと同様の理由により、同年10月2日には送達があったものと推定した。

エ 平成25年11月27日、処分庁は、審査請求人に対し、平成25年度第3期の督促状を普通郵便にて発送し、上記イと同様の理由により、同月29日には送達があったものと推定した。

オ 平成26年2月25日、処分庁は、審査請求人に対し、平成25年度第4期の督促状を普通郵便にて発送し、上記イと同様の理由により、同月27日には送達があったものと推定した。

カ 平成30年8月15日、処分庁は、審査請求人に対し、同日現在の特別区民税・都民税（以下「住民税」という。）の滞納分について、本件差押事前通知書を特定記録郵便で送付した。本件差押事前通知書は、民法第153条に規定する催告に該当するものであり、審査請求人の納付を促すために発送したものである。

キ 平成30年8月20日、本件差押事前通知書を受け取った審査請求人から処分庁に対し電話連絡があり、平成25年度第2期から第4期までについてはすでに時効が完成しているため、請求を受けるのは誤りである旨の主張があった。

ク 平成30年8月21日、審査請求人が処分庁に対し、本件差押事前通知書について、審査請求を行った。同日、審査請求人は、平成25年度第2期、第3期および第4期の住民税の滞納分を除き、本件差押事前通知書に記載された住民税の滞納分を納付した。

ケ 平成30年11月26日、上記クの審査請求について、却下の判決があった。

コ 平成25年度第2期、第3期および第4期の住民税の滞納分が納付されていないことから、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第47条第1項第1号に該

当するため、平成31年1月25日、処分庁は、本件処分を行った。

サ 平成31年1月30日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分に係る平成31年1月24日付け差押調書（謄本）を出会送達した。

審査請求書に記載された主張に対する弁明

ア 法定納期限については、住民税の消滅時効の起算点とされており、法が規定する徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによつて、時効により消滅するが（法第18条第1項）、時効の中断の事由として督促がある（法第18条の2第1項第2号）。

処分庁は、前記 のイからオまでに記載のとおり、督促状を納期ごとに発送しているため、消滅時効の起算は、納期ごとに個別に進行している。この督促状の効力については、行政実例として、自治庁市町村税課長が熊本県総務部長宛てに回答した昭和35年4月13日付け自丁市発第34号「納期を二以上に分けている市町村民税および固定資産税の時効について」において、回答されている。

上記自治庁市町村税課長の回答は、つぎのとおりである。

「答一 納期を二以上に分けている市町村民税および固定資産税の時効の起算日については、条例で定めている第一期の納期限の翌日から時効は進行されるものと解する。

二 一般的に、一部納付があった場合は、残余の年税額についても、租税債務のあることを承認して、一部納付したものであるのもので、特に反証のないかぎり、当該年度の他の納期分についても、時効中断の効力が生ずるものと解する。

三 督促状を発したときは、それぞれの納期分について時効中断の効力を有するものと解する。」

処分庁は、審査請求人に対し、平成25年度第2期については平成25年9月30日に、平成25年度第3期については同年11月27日に、平成25年度第4期については平成26年2月25日に、それぞれ督促状を発しているため、時効が中断し、各発送日から起算して10日を経過した日の翌日から新たな時効が進行を始めている。よつて、審査請求人が主張する、平成30年8月10日において、平成25年度第1期から第4期まで全て時効が完成しているとの主張は誤りで

あり、平成25年度第2期、第3期および第4期の時効は、いずれも完成していない。

イ 同様に、平成30年8月15日現在の住民税の滞納分として本件差押事前通知書を送付した時点においても、平成25年度第2期、第3期および第4期の時効は、いずれも完成しておらず、また、平成31年1月25日時点においても、民法第153条の規定により本件差押事前通知書の送付による催告から6か月以内に差押えを執行したため、平成25年度第2期および第3期について時効は完成していない。

ウ よって、本件処分を行った平成31年1月25日において、本件処分の対象に時効が完成した住民税は含まれていない。

反論書に記載された主張に対する弁明

ア 審査請求人が前記1イにおいて引用した判例（大判大正8年6月30日）は、債権者が単に催告を行っただけでは直ちに時効を中断することにはならず、民法第153条により催告から6か月以内に差押え等をしなければ、時効の中断の効力を生じないとしたものであって、審査請求人が主張するように、督促をして時効を中断した後、さらに民法の適用または準用により催告して時効を中断することができないとするものではない。

イ 徴税機関に民法第153条の準用による徴収権の時効中断が認められていることは、旧国税徴収法（明治30年法律第21号）下における国税についての判例（最判昭和43年6月27日）ではあるが、つぎのとおりである。「旧国税徴収法が徴収手続において督促を定めたのは、未納税額につき強制徴収に移るにあたり、突如強制的手段に出ることなく、一応さらに納期限を定めて催告するのを相当とし、督促をもつて滞納処分開始の要件としたからであつて（同法10条）徴税機関が督促以外の方法によつて納付を催告懲憑することを許さないものではないし、それが徴収手続上では格別な法的意味をもたないものにしても、その催告のあつた事実には納付要求の意義を認めて法が時効中断の効力を付与できないものでもない。また国税徴収権が自力執行を可能とするからといつて、時効中断について一般私法上の債権よりも課税主体にとつて不利益に取り扱わなければならない理由もない。」

また、現行の法第18条第3項は、「地方税の徴収権の時効については、この

款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。」と規定している。上記判例の趣旨および法の規定を踏まえると、地方税の徴収権が自力執行を可能とするからといって、時効中断について一般私法上の債権よりも課税主体にとって不利益に取り扱わなければならない理由はなく、法が徴収手続において法第329条による督促を定めているからといって、法第18条第3項による民法の規定の準用を許さないものでもない。

ウ よって、処分庁が審査請求人宛てに送付した、本件差押事前通知書には、時効中断の効力はないとする審査請求人の主張には理由がない。

第3 審理員意見書の要旨

本件処分が違法不当かについては、本件処分時である平成31年1月25日の時点において、平成25年度第2期、第3期および第4期の住民税について、それぞれ時効が完成しているか否かが問題となる。

1 督促による時効の中断について

平成25年6月10日、処分庁は、審査請求人に対し、「平成25年度 特別区民税・都民税（普通徴収分）納税通知書」を発送した（第1期納期限：平成25年7月1日、第2期納期限：平成25年9月2日、第3期納期限：平成25年10月31日、第4期納期限：平成26年1月31日）。

したがって、平成25年度各期の住民税の時効は、法定納期限である同第1期の納期限の翌日である平成25年7月2日から進行し、同日から起算して5年間行使しない場合には、時効により消滅する（法第11条の4、法第18条第1項）。

平成25年9月30日、処分庁は、審査請求人に対し、平成25年度第2期の督促状を普通郵便にて発送した。

この際、処分庁が、法第20条第5項の規定により、「その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を確認するに足りる記録」として「経過記録」を作成したことから（以下、第3期および第4期についても同じ。）平成25年度第2期の督促状は、法第20条第4項の規定により、通常到達すべきであった時（処分庁によれば同年10月2日）に送達があったものと推定される。

したがって、平成25年度第2期の住民税の時効は、法第18条の2第1項柱書

の規定により、同年10月2日に中断し、同項第2号に定める「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日」までの期間を経過した同月11日から更に進行した。

平成25年11月27日、処分庁は、審査請求人に対し、平成25年度第3期の督促状を普通郵便にて発送した。上記イと同じ理由により、平成25年度第3期の督促状は、通常到達すべきであった時（処分庁によれば同月29日）に送達があったものと推定される。

したがって、平成25年度第3期の住民税の時効は、法第18条の2第1項柱書の規定により、同月29日に中断し、同項第2号に定める「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日」までの期間を経過した同年12月8日から更に進行した。

平成26年2月25日、処分庁は、審査請求人に対し、平成25年度第4期の督促状を普通郵便にて発送した。上記イと同じ理由により、平成25年度第4期の督促状は、通常到達すべきであった時（処分庁によれば同月27日）に送達があったものと推定される。

したがって、平成25年度第4期の住民税の時効は、法第18条の2第1項柱書の規定により、同月27日に中断し、同項第2号に定める「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日」までの期間を経過した同年3月8日から更に進行した。

2 催告による時効の中断について

平成30年8月15日、処分庁は、審査請求人に対し、同日現在の住民税の滞納分（平成25年度第2期、第3期および第4期の住民税を含む。）について、本件差押事前通知書を特定記録郵便で送付した。

平成30年8月17日、審査請求人は、本件差押事前通知書を受け取った。

平成31年1月25日、処分庁は、本件処分を行った。

法第18条第3項が準用する、民法第153条の規定により、催告は、6か月以内に差押えをしなければ、時効の中断の効力を生じないところ、処分庁は、催告である本件差押事前通知書が審査請求人に到達した、平成30年8月17日から6か月以内である平成31年1月25日に本件処分（差押えの執行）を行った。

したがって、平成30年8月17日に審査請求人に到達した催告は、平成25年度

第2期、第3期および第4期の住民税の時効をいずれも中断した。

- 3 以上により、本件処分時である平成31年1月25日の時点において、平成25年度第2期、第3期および第4期の住民税の時効はいずれも完成しておらず、本件処分は違法不当とはいえない。
- 4 他に本件処分に違法または不当な点は認められない。
- 5 以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和元年8月26日 審査庁からの諮問の受付
- 2 令和元年9月5日 審議・答申

第6 審査会の判断の理由

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分の適法性について

本件処分が違法不当かについては、本件処分時である平成31年1月25日の時点において、平成25年度第2期、第3期および第4期の住民税について、それぞれ時効が完成しているか否かが問題となる。

督促による時効の中断について

ア 平成25年6月10日、処分庁は、審査請求人に対し、「平成25年度 特別区民

税・都民税（普通徴収分）納税通知書」を発送した（第1期納期限：平成25年7月1日、第2期納期限：平成25年9月2日、第3期納期限：平成25年10月31日、第4期納期限：平成26年1月31日）。

したがって、平成25年度各期の住民税の時効は、法定納期限である同第1期の納期限の翌日である平成25年7月2日から進行し、同日から起算して5年間行使しない場合には、時効により消滅する（法第11条の4、法第18条第1項）。

イ 平成25年9月30日、処分庁は、審査請求人に対し、平成25年度第2期の督促状を普通郵便にて発送した。

この際、処分庁が、法第20条第5項の規定により、「その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を確認するに足りる記録」として「経過記録」を作成したことから（以下、第3期および第4期についても同じ。）平成25年度第2期の督促状は、法第20条第4項の規定により、通常到達すべきであった時（処分庁によれば同年10月2日）に送達があったものと推定される。

したがって、平成25年度第2期の住民税の時効は、法第18条の2第1項の規定により、同年10月2日に中断し、同項第2号に定める「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日」までの期間を経過した同月11日から更に進行した。

ウ 平成25年11月27日、処分庁は、審査請求人に対し、平成25年度第3期の督促状を普通郵便にて発送した。上記イと同じ理由により、平成25年度第3期の督促状は、通常到達すべきであった時（処分庁によれば同月29日）に送達があったものと推定される。

したがって、平成25年度第3期の住民税の時効は、法第18条の2第1項の規定により、同月29日に中断し、同項第2号に定める「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日」までの期間を経過した同年12月10日（督促状を発送した日から起算して10日を経過した日は同月7日となるが、同日が土曜日であるため、法第20条の5第2項の規定により、同年12月9日が督促状を発送した日から起算して10日を経過した日となる。）から更に進行した。

エ 平成26年2月25日、処分庁は、審査請求人に対し、平成25年度第4期の督

督促状を普通郵便にて発送した。上記イと同じ理由により、平成25年度第4期の督促状は、通常到達すべきであった時（処分庁によれば同月27日）に送達があったものと推定される。

したがって、平成25年度第4期の住民税の時効は、法第18条の2第1項の規定により、同月27日に中断し、同項第2号に定める「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日」までの期間を経過した同年3月8日から更に進行した。

オ なお、審査請求人は、第2期以降の分についても、第1期分と同様に既に時効が完成している旨主張するが、これは審査請求人独自の見解を述べているに過ぎず、採用することはできない。

催告による時効の中断について

ア 平成30年8月15日、処分庁は、審査請求人に対し、同日現在の住民税の滞納分（平成25年度第2期、第3期および第4期の住民税を含む。）について、本件差押事前通知書を特定記録郵便で送付した。

イ 平成30年8月17日、審査請求人は、本件差押事前通知書を受け取った。

ウ 平成31年1月25日、処分庁は、本件処分を行った。

エ 法第18条第3項が準用する、民法第153条の規定により、催告は、6か月以内に差押えをしなければ、時効の中断の効力を生じないところ、処分庁は、催告である本件差押事前通知書が審査請求人に到達した、平成30年8月17日から6か月以内である平成31年1月25日に本件処分（差押えの執行）を行った。

したがって、平成30年8月17日に審査請求人に到達した催告は、平成25年度第2期、第3期および第4期の住民税の時効をいずれも中断した。

オ なお、審査請求人は、督促をして時効を中断した後、さらに民法の適用または準用により催告して時効を中断することはできず、第2期および第3期分について既に時効が完成している旨主張するが、これは審査請求人独自の見解を述べているに過ぎず、採用することはできない。

小括

以上により、本件処分時である平成31年1月25日の時点において、平成25年度第2期、第3期および第4期の住民税の時効はいずれも完成しておらず、本

件処分は違法不当とはいえない。

他に本件処分に違法または不当な点は認められない。

3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 菊地 隆雄

委員 宇野 康枝